

後期高齢者医療制度に 関するお知らせ

平成22年4月からの保険料について

1 保険料率の見直し

平成22年度及び23年度に適用する保険料率は、
現行と同じ保険料率に **据え置きます。**

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すことになっています。

〈平成22年度・23年度〉

福井県の
保険料率

=

均等割額

43,700円

+

所得割率

7.9%

これまでと同じ保険料率です。

お問い合わせ

福井県後期高齢者医療広域連合
TEL.0776-54-6330

又は

お住まいの市町の
後期高齢者医療担当課

まで



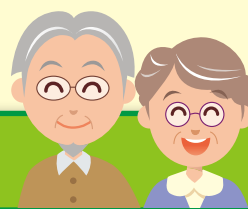
福井県後期高齢者医療広域連合

TEL.0776-54-6330 FAX.0776-52-5720

E-mail kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.fukui-kouiki.or.jp>

2 保険料の軽減について



所得の少ない方や社会保険等の被扶養者であった方には平成22年度においても、**これまでと同じく軽減措置があります。**

所得の少ない方

保険料の均等割額軽減の基準

世帯内の被保険者全員が
年金収入80万円以下(その他の所得がない)の場合

**9割
軽減** 年額 **4,300円**

世帯の総所得金額等が
基礎控除額(33万円)を超えない場合

**8.5割
軽減** 年額 **6,555円**

世帯の総所得金額等が
基礎控除額(33万円)+24.5万円×
世帯に属する被保険者数
(被保険者である世帯主を除く)を超えない場合

**5割
軽減** 年額 **21,850円**

世帯の総所得金額等が
基礎控除額(33万円)+35万円×
世帯に属する被保険者数を超えない場合

**2割
軽減** 年額 **34,960円**

※世帯の総所得金額等：被保険者とその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額
(世帯主が被保険者でなくても均等割額の軽減判定の際には計算に含まれます。)

保険料の所得割額軽減の基準

賦課のもととなる所得が
58万円以下(年金収入211万円以下)の場合

5割軽減

社会保険等の被扶養者であった方

均等割額

**9割
軽減** 年額 **4,300円**

所得割額

かかりません

※社会保険等とは：全国健康保険協会(協会けんぽ)や健康保険組合、共済組合などをいいます。
(国民健康保険、国民健康保険組合は社会保険等には含まれません。)